

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会

東神奈川リハビリテーション病院セラピスト部

研究活動における不正行為等の防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会東神奈川リハビリテーション病院セラピスト部(以下、「セラピスト部」という。)において行われる研究活動における不正行為等に関する措置および不正行為が生じた場合の対処に必要な事項等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における、「不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) ねつ造(存在しないデータ、研究結果等を作成すること)
- (2) 改ざん(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること)
- (3) 盗用(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること)
- (4) 論文の二重投稿(他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること)
- (5) 不適切なオーサiership(論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿すること等)
- (6) 利益相反(広義の利益相反は、「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む)
狭義の利益相反:外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態。
責務相反:兼業活動により複数の職務遂行責任が存在することにより、本務における判断を損なうこと、本務を怠った状態になっている。またはそのような状態にあると第三者から懸念が表明されかねない事態。
- (7) 前5号に掲げるものの他、当院が別に定める研究倫理指針に背馳する行為
- (8) 前各号に掲げるものに係る証拠の隠滅または立証の妨害をする行為

2 この規程において「研究者」とは次の各号にあげる者をいう。

(1) セラピスト部で研究活動を行う全ての者

3 この規程において「特定不正行為」とは、第1項第1号から第3号までに掲げるねつ造、改ざん及び盗用をいう。

4 この規程において「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れること、被告発者の研究活動を妨害することその他不正な目的のため、告発者が告発内容を虚偽であると知りながら行う告発をいう。

(責任体制)

第3条 院長はセラピスト部における研究活動の不正行為等の防止及び不正行為等への対応について最終責任を負う最高管理責任者として、研究活動を適正に推進する。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、相談及び告発の受付から、予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の通知及び公表に至るまでの体制を統括する。統括管理責任者は、当該体制の企画、整備、運営及び進行管理並びに各手続の適正かつ迅速な実施について責任を負う。

3 統括管理責任者には、セラピスト部部長が就く。

4 最高管理責任者又は統括管理責任者が当該事案について直接の利害関係を有する場合は、その事案の処理に関与してはならない。この場合、統括管理責任者が利害関係を有するときは院長が、院長が利害関係を有するときは支部長が、当該事案と利害関係を有しない適切な職位にある者を代行者として指名する。

(研究倫理教育)

第4条 院長は前項に定める責任のもと、研究倫理に関する知識を定着、更新させ、研究者等の規範意識を向上させることを目的として、セラピスト部に研究倫理教育の実施に携わる責任者（以下、「研究倫理教育責任者」という。）を置く。

2 研究倫理教育責任者は、セラピスト部の主任研究員が就き、研究者等を対象に定期的に行う研究倫理教育の計画と実行を担当する。

3 研究者等は、セラピスト部で実施される研究倫理教育を受けなければならない。

(不正行為の事前防止)

第 5 条 論文等の根拠となる実験データ、実験記録および実験ノート等は研究者が適切に保管し、その後5年間は保存しておくこと。

- 2 研究者は、院長、防止委員会又は調査委員会から求められた場合には、研究データ、実験記録、実験ノートその他研究活動に関する資料を速やかに開示しなければならない。

(不正防止計画推進委員会の設置)

第 6 条 院長は、研究活動における不正行為等の防止に係る啓蒙活動および不正行為等が生じた場合の対処を行う組織として、不正防止計画推進委員会（以下、「防止委員会」という。）を設置する。

- 2 防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 倫理委員会委員長
- (3) 研究倫理教育責任者
- (4) 事務部長
- (5) その他、院長が必要と認めた者

- 3 防止委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

- 4 委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。

- 5 防止委員会は、必要に応じて開催する。

- 6 防止委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 7 防止委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

- 8 当該不正行為等に利害関係を有する委員は、当該不正行為等に関するすべての審議に加わることができない。

- 9 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談及び告発の内容並びに受付状況の確認
- (2) 予備調査を実施するか否かの審議

- (3) 予備調査の実施及び本調査を実施するか否かの決定
- (4) 不正行為等調査委員会の設置及び調査の付託
- (5) 不正行為等調査委員会から提出された調査結果及び認定結果の受領
- (6) 調査結果及び認定結果の院長への報告並びに関係者への通知
- (7) その他、不正行為等の防止及び対応に必要な事項

(受付窓口)

第 7 条 当院における研究活動の不正行為等の防止等に関する相談または告発を受けるための窓口（以下、「受付窓口」という。）を当院総務課に置く。

- 2 受付窓口では、第 2 条に定義する不正行為等に係る告発を受け付けるほか、告発の意思を明示しない相談も受け付けることができる。
- 3 受付窓口では、セラピスト部の研究者等のほか、取引業者、外部共同研究機関および共同研究者からの告発または相談も受け付けることができる。
- 4 告発または相談の方法は、所定用紙（様式 1）、電話（録音可能）、FAX、電子メール、面談の中から選択することができる。
- 5 受付窓口が受け付けることができる告発は、次の各号の内容が明記されているもののみとする。
 - (1) 告発する者（以下、「告発者」という。）の氏名
 - (2) 不正行為等を行ったとする研究者氏名または研究グループの名称等
 - (3) 不正行為等の事案の内容
 - (4) 不正とする科学的な合理性ある理由ただし、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じて顕名の告発に準じた取り扱いをする。
- 6 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認する。
- 7 告発又は相談の受付を担当する者は、自己と直接の利害関係を有する事案に関与してはならない。この場合、統括管理責任者は、当該事案と直接の利害関係を有しない者を代替の受付担当者として指定する。

- 8 受付窓口は、不正行為等に係る告発又は相談を受け付けたときは、受付日、受付方法、告発又は相談の概要その他必要な事項を記録し、その内容を速やかに統括管理責任者及び防止委員会に報告するものとする。

(調査等の検討)

第8条

防止委員会は、第7条第8項の報告を受けたときは、当該告発が第7条第5項に定める要件を満たしているかを確認した上で、予備調査を実施するか否かを審議する。予備調査を実施しないと決定したときは、その理由を付して、書面により告発者に通知するものとする。

- 2 学会等の科学コミュニティーや報道により不正行為等の疑いが指摘された場合、防止委員会は、受付窓口で告発があった場合に準じた取り扱いをする。
- 3 インターネット上に不正行為等の疑いが掲載されている場合、当該不正行為等を行った研究者または研究グループ、不正行為等の態様等、事実の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性がある理由が明示されている場合に限り、防止委員会は受付窓口で告発があった場合に準じた取り扱いをする。

(警告)

第9条 防止委員会は、前条の審議の結果、不正行為等が行われようとしている、または不正行為等を求められているという相談や告発について相当の理由があると認めたときは、その対象（以下、「被告発者」という。）に警告を行うことができる。

(予備調査)

第10条 防止委員会は、第8条第1項の審議の結果、予備調査を行う必要があると認めたときは、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 防止委員会は、予備調査の適正かつ迅速な実施を確保するため、証拠となる資料、電子データ、研究記録その他の資料の保全及び廃棄、改変又は隠匿の防止その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 予備調査は、防止委員会の委員長が指名する、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者が、次の各号に掲げる事項について行うものとする。必要がある場合は、当院に属さない外部有識者を予備調査に参加させることができる。
 - (1) 告発された不正行為等が行われた可能性
 - (2) 告発の際に示された科学的又は合理的な理由の論理性

- (3) 研究データ、研究記録、実験・観察ノートその他の資料の保存状況及び調査可能性
- (4) 告発された研究活動の公表から告発までの期間と、当院又は当該研究分野で定められた資料保存期間との関係
- (5) 告発前に取り下げられた論文等である場合は、その取下げに至った経緯及び事情
- (6) その他、本調査を実施する必要性を判断するために必要な事項

- 4 予備調査は、証拠資料の精査、告発者及び被告発者その他関係者からのヒアリングその他必要な方法により行うものとし、その結果を速やかに防止委員会に報告するものとする。
- 5 防止委員会は、前項の報告に基づき、本調査を実施するか否かを審議し、告発を受け付けた日から原則として30日以内に決定するものとする。やむを得ない理由により30日以内に決定できない場合は、その理由及び決定予定日を院長及び告発者に通知するものとする。
- 6 防止委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して、書面により告発者に通知するものとする。この場合、防止委員会は、予備調査に係る資料を保存し、当該事案に係る研究資金配分機関等及び告発者の求めに応じ、必要な範囲でこれを開示するものとする。

(本調査)

第11条 防止委員会は、前条第5項の審議の結果、不正行為等が行われた可能性があるとして認めたときは、本調査を実施するものとし、その旨を速やかに院長に報告するとともに、書面により告発者及び被告発者に通知するものとする。被告発者が当院以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。

- 2 院長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究資金配分機関等及び文部科学省その他の関係府省に報告するものとする。
- 3 防止委員会は、本調査の実施を決定した日から原則として30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 4 防止委員会は、本調査を実施することを決定した場合は、不正行為等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 5 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
- (1) 防止委員会の委員のうち、委員長が指名した者 若干名
 - (2) 当該事案に係る研究分野について専門的知識を有する、当院に属さない外部有識者 若干名
 - (3) 法律、研究倫理、統計解析その他公正な調査に必要な専門的知識を有する者 若干名
 - (4) その他、防止委員会が必要と認めた者
- 6 調査委員会の委員の半数以上は、当院に属さない外部有識者でなければならない。
- 7 調査委員会の委員長は、調査委員会の委員の互選により定める。
- 8 調査委員会の全ての委員は、告発者、被告発者及び当該事案と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 9 防止委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。告発者及び被告発者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、調査委員について異議申立てを行うことができる。
- 10 防止委員会は、前項の異議申立ての内容が妥当であると判断したときは、当該調査委員を交代させ、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 11 調査委員会は、防止委員会から付託された事案について、防止委員会から独立して、公正かつ中立に本調査及び認定を行う。防止委員会その他の者は、調査委員会の調査及び認定に不当に介入してはならない。
- 12 調査委員会は、本調査を行うため、関係者に対する資料の提出、原本の提示、電子データの保全、説明、ヒアリング、再実験その他必要な協力を求めることができる。また、調査委員会は、調査の過程で必要があると認めるときは、告発された事案に関連する被告発者の他の研究活動を調査対象に含めることができる。
- 13 本調査は、次の各号に掲げる方法その他必要な方法により行うものとする。
- (1) 予備調査結果報告書の精査
 - (2) 証拠資料及び調査に必要なその他の資料の精査
 - (3) 告発者からのヒアリング
 - (4) 被告発者及び関係者からのヒアリング
 - (5) 必要に応じた再実験、再解析その他の科学的検証

- 1 4 告発者、被告発者及び関係者は、調査委員会の調査に誠実に協力し、資料の提出その他必要な求めに応じなければならない。
- 1 5 調査委員会は、本調査の開始後、原則として150日以内に調査した内容を取りまとめ、第13条に定める認定を行い、その結果を防止委員会に報告するものとする。
- 1 6 調査委員会は、本調査の開始後、原則として150日以内に調査した内容を取りまとめ、第13条に定める認定を行い、その結果を防止委員会に報告するものとする。
- 1 7 やむを得ない理由により前項の期間内に調査及び認定を終了できない場合は、調査委員会は、その理由及び終了予定日を防止委員会に報告し、防止委員会は、院長、告発者及び被告発者に通知するものとする。

(証拠の保全)

第12条 防止委員会は、本調査で得た当該事案に係る証拠となるような資料等について保全する措置をとるものとする。

- 2 当院以外の研究機関での告発に基づき設置された調査機関等が当院で行われた研究活動に関して調査を行う場合、防止委員会は当該調査機関の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動の証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。
- 3 防止委員会は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が調査遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分な配慮を行うものとする。

(認定及び報告)

第13条 調査委員会は、本調査の結果に基づき、次の各号に掲げる事項について認定を行う。

- (1) 告発の内容に相当する不正行為等が行われたか否か
- (2) 不正行為等が行われたと認定した場合は、その内容及び態様
- (3) 不正行為等に関与した研究者の氏名又は研究グループの名称
- (4) 前号に掲げる者の不正行為等への関与の度合い
- (5) 不正行為等に係る論文等の各著者の当該論文等及び研究活動における役割
- (6) 不正行為等に関与したとまでは認定されないが、当該論文等の内容について責任を負う者の氏名及びその責任の内容

- 2 調査委員会は、前項の認定に当たり、被告発者から説明及び弁明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、研究記録、被告発者の説明及び自認その他の諸証拠を総合的に判断するものとする。
- 3 証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねるものとする。ただし、被告発者の自認のみを唯一の証拠として、不正行為等が行われたと認定してはならない。
- 4 不正行為等に関する証拠が提出された場合において、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為等であるとの疑いが覆されないときは、不正行為等が行われたものと認定する。
- 5 被告発者が、生データ、実験・観察ノート、実験試料、試薬、研究記録その他本来存在すべき基本的な資料の不存在又は不足により、不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示すことができないときも、不正行為等が行われたものと認定する。

ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害その他その責めによらない理由により当該資料を示すことができない場合、又は当該資料の不存在もしくは不足が、当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間もしくは当院が定める保存期間を経過したことによる場合は、この限りでない。
- 6 前項に規定する説明責任の程度及び本来存在すべき基本的な資料の範囲については、当該研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断するものとする。
- 7 調査委員会は、不正行為等が行われなかったと認定する場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定することができる。この認定を行う場合は、あらかじめ告発者に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 8 調査委員会は、認定を終了したときは、認定の理由、判断の根拠及び認定結果を記載した調査結果報告書を、直ちに防止委員会に提出するものとする。
- 9 防止委員会は、前項の調査結果報告書を速やかに院長に報告するとともに、認定結果を文書により告発者及び被告発者に通知するものとする。被告発者が当院以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。
- 10 防止委員会は、調査委員会が行った認定内容を変更してはならない。ただし、調査手

続に重大な瑕疵があると認める場合は、具体的な理由を示して、調査委員会に追加調査又は再審理を求めることができる。

- 1 1 不正行為等が行われなかったことが認定された場合は、院長及び防止委員会は、被告発者の研究活動の正常化、名誉回復及び不利益の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 1 2 告発が悪意に基づくものと認定された場合において、告発者が当院以外の機関に所属しているときは、院長は、その所属機関に認定結果を通知するものとする。

(不服申立て)

第 1 4 条 不正行為等を行ったと認定された被告発者は、当該認定結果の通知を受けた日から起算して 1 0 日以内に、当院に対して不服申立てを行うことができる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、当該認定結果の通知を受けた日から起算して 1 0 日以内に、当院に対して不服申立てを行うことができる。
- 3 前 2 項の不服申立ては、不服申立書(様式 2)を受付窓口に提出することにより行うものとする。
- 4 同一の者は、同一の理由による不服申立てを繰り返し行うことができない。
- 5 受付窓口は、不服申立てを受け付けたときは、速やかに統括管理責任者、防止委員会及び院長に報告し、防止委員会は、当該不服申立書その他の関係資料を第 1 1 条に定める調査委員会に送付するものとする。
- 6 被告発者から不服申立てがあったときは、防止委員会は告発者にその旨を通知するものとする。悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、防止委員会は被告発者及び告発者が所属する機関にその旨を通知するものとする。

(不服申立ての審査及び再調査)

第 1 5 条 第 1 4 条に基づく不正行為等の認定に対する不服申立ての審査は、当該認定に係る本調査及び認定を行った調査委員会が行うものとする。

- 2 前項の不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断を必要とするものである場合は、防止委員会は、調査委員の交代もしくは追加又は調査委員会に代わる者に審査を行

わせることができる。ただし、調査委員会の構成を変更する必要があると認める相当の理由がない場合は、この限りでない。

- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由及び提出された資料を審査し、再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。
- 4 調査委員会は、再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定したときは、理由を付して、直ちに防止委員会に報告するものとする。
- 5 防止委員会は、前項の報告を受けたときは、その決定及び理由を文書により不服申立人に通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う措置の先送りを主な目的とするものであると判断した場合は、その旨を防止委員会に報告するものとする。防止委員会は、当該報告に基づき、以後の同一理由による不服申立てを受け付けないことができる。
- 7 調査委員会が再調査を行うことを決定した場合は、当該本調査及び認定を行った調査委員会が再調査を行うものとする。ただし、第2項に基づき調査委員の交代もしくは追加又は調査委員会に代わる者を置いた場合は、その者が再調査を行うものとする。
- 8 調査委員会は、再調査を行うことを決定したときは、不服申立人に対し、先の認定結果を覆すに足る資料の提出その他再調査に必要な協力を求めるものとする。
- 9 不服申立人が正当な理由なく前項の協力に応じない場合は、調査委員会は、再調査を行わず、又は再調査を打ち切ることができる。この場合、調査委員会は、その理由を付して、直ちに防止委員会に報告するものとする。
- 10 被告発者による不正行為等の認定に対する再調査は、再調査を開始した日から原則として50日以内に終了するものとする。
- 11 悪意に基づく告発との認定に対する再調査は、再調査を開始した日から原則として30日以内に終了するものとする。
- 12 やむを得ない理由により前2項の期間内に再調査を終了することができない場合は、調査委員会は、その理由及び終了予定日を防止委員会に報告するものとする。

- 1 3 調査委員会は、再調査の結果、先の認定結果を覆すか否かを決定し、その理由及び判断の根拠を記載した再調査結果報告書を、直ちに防止委員会に提出するものとする。
- 1 4 防止委員会は、再調査結果を速やかに院長に報告するとともに、文書により告発者、被告発者及び被告発者が当院以外の機関に所属している場合はその所属機関に通知するものとする。
- 1 5 院長は、不服申立てがあったとき、不服申立てを却下したとき、再調査を開始することを決定したとき及び再調査結果が確定したときは、その事案に係る研究資金配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 1 6 告発者及び被告発者は、再調査の結果に対して、再度の不服申立てを行うことができない。

(結果の通知及び公表)

第16条 院長は、第13条第5項又は前条第7項の報告を受けたときは、支部長に認定結果又は再調査結果の内容を報告するとともに、その対応について協議を行うものとする。

- 2 院長は、認定結果又は再調査結果について、遅滞なく、当該事案に係る研究資金配分機関等、関連論文掲載機関、関連教育研究機関及び文部科学省その他の関係府省に報告するとともに、必要な協議を行うものとする。
- 3 院長は、認定結果又は再調査結果を公表する場合は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。
 - (1) 事案の概要及び調査に至った経緯
 - (2) 調査体制及び調査委員会の構成
 - (3) 調査期間、調査対象及び調査方法
 - (4) 認定した不正行為等の種別、内容及び態様
 - (5) 不正行為等に関与したと認定された者の氏名及び所属並びに関与の度合い
 - (6) 不正行為等に関与したとまでは認定されないが、当該論文等の内容について責任を負う者として認定された者の氏名及び所属並びにその責任の内容
 - (7) 不正行為等が行われた研究活動、論文等及び研究課題の名称
 - (8) 認定の理由及び判断の根拠
 - (9) 当院が講じた措置及び再発防止策

(10) その他、院長が公表する必要があると認めた事項

ただし、告発者の氏名その他の個人情報、知的財産、研究上又は技術上秘密とすべき情報その他公表しないことについて合理的な理由がある情報は、公表内容から除くことができる。

4 院長は、次の各号の場合も、原則として公表するものとする。

(1) 不正行為と認定されなかった場合でも、調査事案が外部に漏洩していた場合

(2) 論文等に故意によるものでない誤りがあった場合

(3) 告発が悪意に基づくと認定された場合

(告発者及び被告発者に対する措置)

第17条 院長は不正行為等に関する告発者および調査に協力した者に対しては、調査に係る情報の守秘のために適切な処置を講ずるものとする。

2 院長は、告発者が告発又は情報提供を行ったこと、調査に協力した者が調査に協力したこと、又は被告発者が告発を受けたことのみを理由として、それぞれの者が解雇、降格、減給、不利益な配置転換その他の不利益な取扱いを受けることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、不正行為等又は悪意に基づく告発が認定された場合に、第3項に基づく措置を講ずることを妨げない。

3 院長は不正行為等に関与したと認定された者、関与したとまでは認定されないが当該事案に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者または悪意に基づく告発を行ったと認定された者に対し、支部長と協議の上、関係する法令、就業規則、その他諸規程に基づく必要な措置を講ずるものとする。

4 院長は、不正行為等が行われたと認定された事案に係る論文等について、取り下げを勧告するものとする。

(守秘義務)

第18条 この規程に基づき、不正行為等の調査等に関わった者は告発または相談を行った者の氏名と告発または相談の内容、調査内容等について、調査結果の公表まで相談者、告発者、被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩してはならない。

(事務)

第19条 第6条、第11条、第15条に定める委員会の事務は当該事案と利害関係のない病院総務課職員が担当する。

- 2 前項の事務を担当する者は、統括管理責任者の指揮の下、相談及び告発の受付記録、委員会の議事録、証拠資料、各種通知、調査報告書、認定結果その他当該事案に関する記録を作成し、各手続の期限を管理するものとする。
- 3 前項の記録は、閲覧できる者を必要最小限に限定し、当院の文書管理に関する規程に従って適切に保存するものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるものの他、公的研究費の適正な取り扱いおよび不正行為に関して必要な事項を定める。

附則

この規程は令和6年4月1日に遡って施行する。

2026年7月1日 改訂（令和8年度ガイドラインに対応）